平成26年度畜産・酪農関係事業の概要

平成25年12月 農林水産省生産局

畜産・酪農経営安定対策

※印は国が直接実施する事業、その他はALICが実施する事業

() 内は25年度

【「所要額] 177, 189 (177, 008) 百万円】

〇酪農経営安定のための支援

加工原料乳に新たにチーズ向け生乳を含めて補給金を交付するとともに、取 引価格が低落した場合の補塡等を実施。

持続的な経営を行う酪農家(飼料作付面積を確保し環境負荷軽減に取り組ん でいる者)に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付。

加工原料乳生産者補給金(注) 〔所要額〕31,084(22,743)百万円〕

加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続

国産乳製品供給安定対策事業(注) ※

610 (8,767) 百万円

持続的酪農経営支援事業 💥

6,226 (6,229) 百万円)

注) チーズ向け生乳を加工原料乳生産者補給金の対象に加えることに伴い、 従来のチーズ向け生乳供給安定対策事業については、チーズ助成金相 当額を加工原料乳生産者補給金に計上するとともに、生産者需給調整 機能強化対策については、名称を変更。

〇肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用 種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付。

〇肉用牛肥育経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割 を補塡金として交付。また、一部の県において地域算定をモデル的に実施。

肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)事業

〔所要額〕86,942(86,942)百万円

○養豚経営安定の<u>ための支援</u>

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割 を補塡金として交付。

(養豚経営安定対策事業

〔所要額〕9,966(9,966)百万円)

〇採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵の取引価格が補塡基準価格を下回った場合に差額の9割以内を補塡する とともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏 の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し奨励金を交付。

(鶏卵生産者経営安定対策事業 ※

5,189 (5,189) 百万円)

その他のALIC畜産業振興事業|

()内は25年度 【「所要額〕19.696(17.596)百万円】 ※所要額は24年度補正を除く額

(所要額)

〇酪農生產基盤維持緊急支援事業(新規) 1,003(0)百万円

地域酪農生産基盤維持計画に基づき、酪農後継者への重点的な支援、 高能力な雌牛の整備(性判別受精卵)、飼養環境改善のための資材の導入 等の取組の追加や要件緩和により、地域における乳牛の維持・継承、繁 殖・飼養・衛生管理技術の改善等の取組に対し支援。

〇加工原料乳供給安定緊急特別対策事業(-年限り) 360(0)百万円

・ 加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け)の安定供給に向けた飼養管理の 改善のための自己点検の取組等を緊急に行う指定団体に対し脱脂粉乳・ バター等向けの加工原料乳1kg当たり20銭相当を交付。

〇酪農経営安定対策補完事業(拡充) 1,284(818)百万円

酪農ヘルパー事業の拡充

771 (403) 百万円

地方基金事業の後継事業として、新規就農者や後継者育成の場として酪 農ヘルパーを活用した人材育成支援の強化、酪農家の傷病時利用(病気、 事故、出産、忌引き)に「育児サポート」を追加、外部化組織との統合 等利用組合の強化など酪農ヘルパー組合の活動を支援。

牛群検定システム高度化支援事業の拡充

513(415) 百万円

牛群検定組合による遺伝子情報(ゲノミック評価)を利用した改良体制 を強化、後継牛生産に適さない低能力の乳用雌牛への黒毛和種受精卵移 植の支援を追加。

○肉用牛経営安定対策補完事業(拡充) 3,441(3,326)百万円

- 中核的担い手育成増頭推進(8万円事業)の拡充 800(800)百万円 優良な繁殖雌牛を増頭した中核的な担い手の繁殖農家に対し、増頭1頭 当たり8万円(高能力牛は10万円)を助成。対象者を肥育農家や酪農家 へ拡大。
- 増頭等のための簡易牛舎の整備等の拡充 298(199)百万円 繁殖雌牛の増頭等のための簡易牛舎の整備・改造等に必要な経費を補助。
- ・ 肉用牛ヘルパーの拡充

453 (382) 百万円

高齢者や傷病時に経営が継続できるよう肉用牛ヘルパー組合に支援。分 娩時の子牛等の事故率低下のために高齢な飼養農家への分娩代行管理の 取組を追加。

新規参入円滑化等対策の推進

337 (337) 百万円

農協等が飼養管理施設等の整備を行い、新規参入者に貸し付け。新規参 入者が無理なく繁殖雌牛を導入(複数年度にわたる繁殖雌牛の導入)で きるよう措置。

繁殖性向上モデルの新設

50 (0) 百万円

地域ぐるみで繁殖性向上や放牧管理の効率化を行うための繁殖管理シス テムのモデル構築を支援。

優良繁殖雌牛の導入(4万円事業)の推進 208 (308) 百万円 優良な繁殖雌牛の導入に対して、1頭当たり4万円(高能力牛は5万円) を助成。高齢な飼養者が、現状の飼養頭数を維持したまま経営継続する 場合にも繁殖雌牛の導入を支援。

○食肉流通改善合理化支援事業(拡充) 3,336(2,586)百万円

食肉需要拡大対策の拡充

800 (630) 百万円

国産食肉の新たな商品価値を創出・提案するための、加工品試作や入 札販売会等の取組を支援。対象畜産物として牛肉に加え、豚肉と鶏肉を 追加。

〇養豚経営安定対策補完事業 (新規)

130(0)百万円

養豚経営の安定を図るため、優秀な純粋種豚等の導入を推進する取組を 支援。

〇畜産高度化支援リース事業 貸付枠: 3,755(3,955) 百万円

堆肥保管、畜産環境整備や食肉販売等の合理化、生乳流通の効率化に必 要な施設のリース方式による導入を支援

大家畜•養豚特別支援資金融資格:500億円

○畜産特別支援資金融通事業
 畜産経営改善緊急支援資金融資枠:500億円 ほか

- 配合飼料価格の高騰等により負債の償還に支障を来している経営に対 し、負債の一括借換等長期・低利の資金を融資。
- 家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等 に必要な低利資金を融通。

〇畜産動産担保融資活用推進事業(飄)

46(0)百万円

・ 土地や施設、保証人によらず、家畜(動産)を担保とした融資による資金 調達の課題解決に向けた取組を支援。

〇家畜防疫互助基金支援事業 基金規模: 3,884(3,884)百万円

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合に備 えた互助基金の造成を支援

〇国産畜産物安心確保等支援事業(拡充) 532(465)百万円

緊急時牛乳乳製品安定供給整備の新設

5 (0) 百万円

震災等の緊急時における迅速・円滑な送乳と生乳処理を確保するための 情報管理体制の立ち上げを支援。

快適性に配慮した家畜の飼養管理推進の新設

31 (0) 百万円

アニマルウェルフェアに係る情報収集・生産者及び消費者への普及を推 進。

〇畜産副産物適正処分等推進事業 6,827(6,886)百万円

BSE発生を踏まえた牛肉骨粉や牛せき柱の適正処分等を支援。

〇飼料自給力強化支援事業の実施期間延長・抜本見直し

【24年度補正】12.700百万円

(24年度補正予算額:13.100百万円)

- 新たな取組として、都府県酪農の輸入粗飼料への依存体質を改善し、国 産粗飼料の利用・定着を推進するための取組(6,100円/頭)を支援。
- 運用改善として、TMRセンター等へのリース方式による機械導入を追 加、国産粗飼料の広域流通による利用拡大を追加、コントラクター等の 草地更新等への支援の対象要件を見直し、畑作物の導入による永年草地 の強害雑草対策等の実証展示を追加。
- ・ 放牧施設・採草地やTMRセンターの改修等を緊急的に実施するととも に、国産粗飼料の利用を拡大する取組に対して支援。受精卵移植に必要 な機器の導入など公共牧場の機能強化を明確化。

〇生乳需要基盤強化対策事業の実施期間延長・運用改善

【24年度補正】1,356百万円

(24年度補正予算額:1,500百万円)

牛乳乳製品の底堅い需要の確保に向けて、生産者・乳業者が一体となっ て行う新商品・技術の開発、新市場の開拓等の取組を支援。

生産者団体による牛乳乳製品の消費維持・定着のための理解醸成活動、 生産者自らが作る牛乳乳製品の販路拡大等の取組の支援を追加。

平成26年度

畜産・酪農関係事業の概要 (未定稿)

生産局

事業名	所要額	備考	
	(百万円)		(頁)
1. 畜産・酪農経営安定対策			
① 加工原料乳生産者補給金	31, 084		1
② 加工原料乳生産者経営安定対策事業			2
※ ③ 国産乳製品供給安定対策事業	610		3
※ ④ 持続的酪農経営支援事業	6, 226		4
⑤ 肉用子牛生産者補給金	21, 296		5
⑥ 肉用牛繁殖経営支援事業	15, 877		6
⑦ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業	86, 942		7
⑧ 養豚経営安定対策事業	9, 966		8
※ ⑨ 鶏卵生産者経営安定対策事業	5, 189		9
2. その他			
① 酪農生産基盤維持緊急支援事業(新規)	1, 003		10
② 加工原料乳供給安定緊急特別対策事業(新規)	360		11
③ 酪農経営安定対策補完事業(拡充)	1, 284		12
④ 肉用牛経営安定対策補完事業(拡充)	3, 441		13
⑤ 食肉流通改善合理化支援事業(拡充)	3, 336		14
⑥ 養豚経営安定対策補完事業(新規)	130		15
⑦ 畜産高度化支援リース事業	基金	貸付枠:38億円	16
⑧ 畜産特別支援資金融通事業	2, 631		17
⑨ 畜産動産担保融資活用推進事業(新規)	46		18
⑩ 家畜防疫互助基金支援事業	基金	基金規模:39億円 /3.4 国典1/2.10億円)	19
① 国産畜産物安心確保等支援事業(拡充)	532	(うち国費1/2:19億円)	20
⑫ 畜産副産物適正処分等推進事業	6, 827		21
3. 平成24年度補正予算により措置した事業			
① 飼料自給力強化支援事業	12, 700		22
② 生乳需要基盤強化対策事業	1, 356		23

※印は国が直接実施する事業、その他はALICが実施する事業

平成25年12月

農林水産省

加工原料乳生産者補給金

1 事業の目的

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、加工原料乳に新たにチーズ向け生乳を含めて補給金の対象とし補給金を交付することにより、加工原料乳地域の生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図る。

2 事業の内容

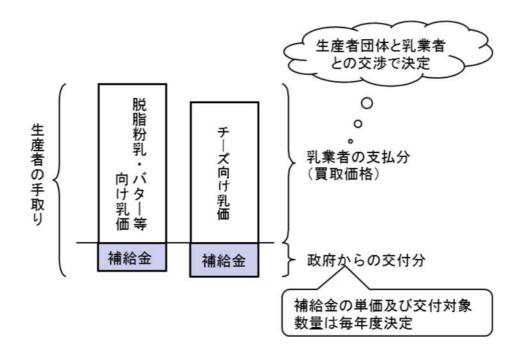
加工原料乳を対象に、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて指定生乳生産者団体に対し、補給金を交付するために必要な経費を交付する。

- 3 事業実施主体 指定生乳生産者団体
- 4 所要額(補助率)
 - 31,084百万円

加工原料乳

【脱脂粉乳・バター等向け生乳】

補給金単価:12.80円/kg、交付対象数量:180万トン(26年度) 【チーズ向け生乳】(関係法令の改正を経て加工原料乳の対象に追加) 補給金単価:15.41円/kg、交付対象数量:52万トン(26年度)



担当課:生產局畜産部牛乳乳製品課

代 表:03-3502-8111 内線4933

担当者: 冨澤、上田

加工原料乳生産者経営安定対策事業

1 事業の目的

加工原料乳の取引価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の拠出と国の助成金とによる生産者積立金によりその一定部分を補塡し、加工原料乳生産者補給金制度と一体となって、酪農経営の安定を図り、もって生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資する。

2 事業の内容

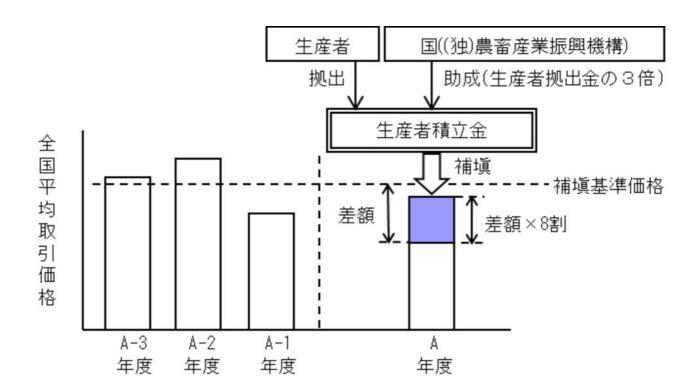
加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向けの生乳)の取引価格が各々の補 填基準価格(全国の直近3年間の平均取引価格)を下回った場合に、生産者に補塡金 (差額の8割)を交付する。

3 事業実施主体 指定生乳生産者団体

(参考)

具体的な仕組み

- ① 事業実施期間:平成25~27年度(3年間)
- ② 補塡基準価格:全国の直近3年間の平均取引価格
- ③ 補塡割合:補塡基準価格と当年度の全国平均取引価格との差額の8割



担当課:生產局畜産部牛乳乳製品課

代 表:03-3502-8111 内線4933

担当者:冨澤、上田

国産乳製品供給安定対策事業

1 事業の目的

生乳需給が短期間で変動する状況の中で、国産乳製品の安定供給に対するユーザーの 強い要望に応えるため、指定生乳生産者団体が乳製品を製造する取組を支援する。

2 事業の内容

指定生乳生産者団体が乳製品を委託製造し、適時に放出する取組や、不需要期の乳製品需要を創出する取組に対し、製造費の一部を補助する。(最大6万トン)

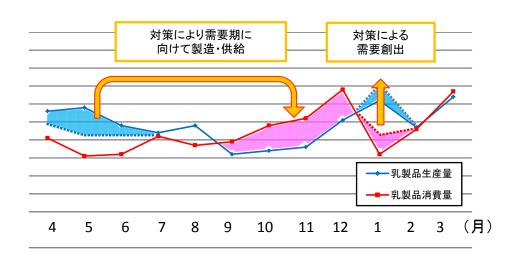
·補助率:1/2以内

3 事業実施主体

指定生乳生產者団体

4 所要額(補助率)

610百万円 (1/2以内)



担当課:生產局畜產部牛乳乳製品課

代 表:03-3502-8111 内線4933

担当者: 冨澤、平田

持続的酪農経営支援事業

1 事業の目的

持続的な経営を行う酪農家の経営の安定を図る。

2 事業の内容

持続的な経営を行う酪農家 (飼料作付面積を確保し環境負荷軽減に取り組んでいる者) に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付する。

- (1) 交付対象者の要件
 - ・ 飼料作付面積が北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上
 - ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること
- (2) 交付金単価

飼料作付面積1haあたり15千円

- 3 事業実施主体 生乳生産者等
- 4 所要額(補助率) 6,226百万円(定額)

担当課:生產局畜産部畜産企画課

代表 03-3502-8111 内線 4890

担当者:歌丸、藤谷

肉用子牛生産者補給金

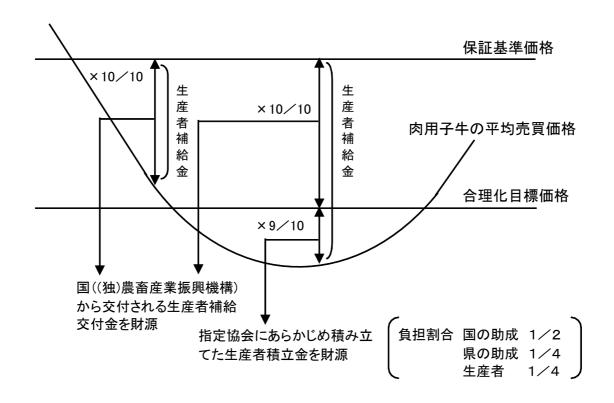
1 制度の目的

牛肉の輸入自由化に伴う子牛価格への影響に対処するため、肉用子牛生産安定等特別 措置法に基づき、子牛価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給 金を交付することにより、肉用子牛生産の安定を図る。

2 制度の内容

肉用子牛の四半期毎の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、当該四半期に 販売又は自家保留された肉用子牛 (黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種、乳用種、 交雑種)を対象として補給金を交付する。

さらに、平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合には、国、県、肉用子牛生 産者の積立により造成した生産者積立金から、下回った額の9/10を補給金として 交付する。



- 事業実施主体 指定協会(都道府県肉用子牛価格安定基金協会) 3
- 4 所要額(補助率) 21,296百万円(定額、1/2)

担当課: 生產局畜產部食肉鶏卵課

代表 03-3502-8111 内線 4941 担当者:木下、北村

肉用牛繁殖経営支援事業

1 事業の目的

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いため資本回転率が低く多額の運転 資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有している。

このため、肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が家族労働費の8割水準を下回った場合に差額の一部を補塡することにより、繁殖経営の所得を確保し、肉用牛繁殖経営基盤の安定を図る。

2 事業の内容

肉用子牛の四半期毎の平均売買価格が発動基準(家族労働費の8割を補償するものとして設定)を下回った場合、当該四半期に販売又は自家保留された肉用子牛を対象として、発動基準を下回った額の3/4を交付する。

(1) 対象品種 : 黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種

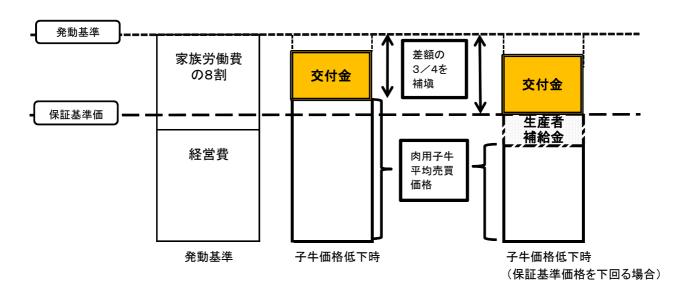
(2) 発動基準:品種黒毛和種褐毛和種その他の肉専用種(26年度以降)発動基準42万円38万円28万円

(3) 交付金単価 : 発動基準と平均売買価格 (ただし、平均売買価格が保証基準価格

を下回る場合は保証基準価格)の差額の3/4

(4) 対象子牛 : 肉用子牛生産者補給金制度の契約肉用子牛

(5) 事業実施期間:平成25~27年度(3年間)



- 3 事業実施主体 指定協会(都道府県肉用子牛価格安定基金協会)
- 4 所要額(補助率) 15,877百万円(定額)

担当課:生產局畜産部食肉鶏卵課

代表 03-3502-8111 内線 4941

担当者:木下、北村

肉用牛肥育経営安定特別対策事業

1 事業の目的

粗収益が生産コストを下回った場合に、差額の8割を補塡することにより、肉用牛肥 育経営の安定を図る。

2 事業の内容

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補塡金として交付する。また、一部の県において地域算定をモデル的に実施する(25~27年度)。

(1) 積立割合 生産者: 国=1:3

(2) 事業実施期間 平成25~27年度(3年間)

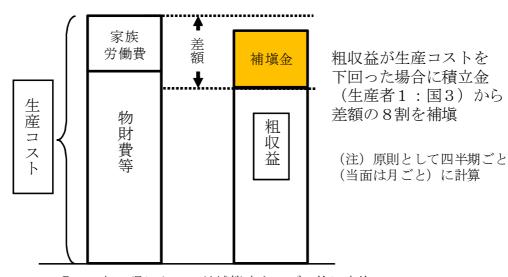
(3) 補塡金 1頭当たりの粗収益と生産コストの差額の8割

(4) 対象品種 肉専用種、交雑種、乳用種(3区分)

(5) 対象者 肥育牛生産者

3 事業実施主体 都道府県域を範囲とする民間団体又は肥育牛生産者

4 所要額(補助率) 86,942百万円(定額、3/4以内)



◎ 一部の県において地域算定をモデル的に実施

担当課:生產局畜産部畜産企画課

代表 03-3502-8111 内線 4890

担当者:前間、野間

養豚経営安定対策事業

1 事業の目的

養豚経営の収益性が悪化した場合に、粗収益と生産コストの差額の8割を補塡することにより、養豚経営の安定を図る。

2 事業内容

四半期毎に粗収益と生産コストを算定(注)し、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補塡金として交付する。

(注)四半期終了時に計算(前の四半期に発動がなかった場合は通算)

(1) 積立割合 生産者: 国=1:1

(2) 事業実施期間 平成23~28年度(6年間)

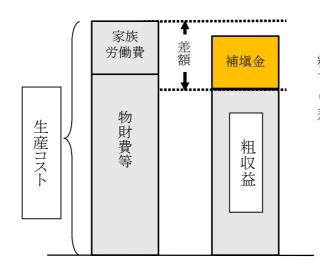
(3) 補塡金 1頭当たりの粗収益と生産コストの差額の8割

(4)対象者 肉豚生産者(耕畜連携、エコフィードの活用等の取組に

努めようとする者)

3 事業実施主体 養豚事業者

4 所要額(補助率) 9,966百万円(1/2以内、定額)



粗収益が生産コストを 下回った場合に積立金 (生産者1:国1)から 差額の8割を補塡

(注)四半期終了時に計算 (前の四半期に発動が なかった場合は通算)

担当課:生產局畜産部畜産企画課

代表 03-3502-8111 内線 4890

担当者:歌丸、小枝、喜田

鶏卵生産者経営安定対策事業

1 事業の目的

鶏卵の需給・価格は季節的に変動することに加え、供給過剰を起こし易い 生産の実態にある。

このため、需給・価格の変動に応じ、鶏卵の価格差補塡や需給改善を推進 する取組を支援し、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図る。

2 事業の内容

(1)鶏卵価格差補塡事業

鶏卵の標準取引価格(月毎)が補塡基準価格を下回った場合、その差額 (補塡基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。)の9割を補塡する。

(2) 成鶏更新·空舎延長事業

鶏卵の標準取引価格(日毎)が通常の季節変動を超えて大幅に低下した 場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対して、 成鶏1羽当たり210円以内の奨励金を交付する。

- 3 事業実施主体 民間団体
- 4 所要額(補助率) 5,189百万円(定額、1/4以内、3/4以内)

担当課:生産局畜産部食肉鶏卵課 代表 03-3502-8111 内線 4942担当者:川原、蛯名

酪農生産基盤維持緊急支援事業(新規)

1 事業の目的

都府県の酪農生産基盤が弱体化し、生乳生産への影響が懸念されるため、生産者集団等が行う生産基盤維持のための取組を支援することにより、各地域の飼養頭数や生乳生産の減少を食い止めるとともに、経営の体質強化や多角化等に資する。

2 事業の内容

地域酪農生産基盤維持計画を策定して行う取組に対し、次のとおり支援を行う。また、 集団での取組要件の下限を緩和する。

(1)後継者確保対策

① 担い手経営向上支援

担い手となる後継者等に対して、経営研修、交流ネットワークの構築等の取組を行う場合に、費用の一部を助成する。

② 後継者の経営基盤の強化

担い手と位置付けられた後継者に対して、初妊牛の導入、畜舎の増改築等の経営基盤の強化の取組を支援する場合に、費用の一部を助成する。

- ・初妊牛の導入(50,000円/頭)
- ・性判別受精卵移植への補助(100,000円/頭上限・補助率1/2) 等

(2) 乳用牛の円滑な継承の推進

地域内で生乳生産を中止する酪農家や経営規模を縮小する酪農家の乳用牛を地域内の酪農家で継承する場合に、奨励金(32,000円/頭)を交付する。

(3) 増頭対策の推進

乳用牛の増頭を図るため畜舎改修資材<u>(対象資材の拡大)</u>の共同購入や簡易施設・装置の導入を行う場合に、費用の一部を助成する。

(4) 暑熱対策の推進

暑熱の低減を図るため技術指導や関連資材・機材(例:扇風機等)の共同購入等を行う場合に、費用の一部を助成する。

(5) 繁殖・飼養・衛生管理技術等の向上

- ① 乳用牛の繁殖性や生産性の向上を図るための乳用牛の健康診断、<u>自給飼料を活用した飼養管理の向上を図るための飼料の分析・設計</u>及びこれらに基づく技術指導を行う場合に、費用の一部を助成する。
- ② 乳用牛の衛生的で健康・快適な飼養環境の確保を図るための畜舎の環境改善を行う場合(牛床マット等のカウコンフォートに対応する資材)に、費用の一部を助成する。

(6) 高能力雌牛の整備

地域内の低能力雌牛に遺伝的能力の高い性判別受精卵を移植し、高能力な雌牛の整備を行う場合に、費用の一部を助成する(60,000円/頭上限・補助率1/2)。

(7) 高付加価値化・販路拡大の推進

生産物の高付加価値化に向けた製造・品質向上技術研修や販路拡大のためのPR活動を行う場合に、費用の一部を助成する。

3 事業実施主体

民間団体

4 所要額(補助率)

1,003百万円(定額、1/2以内)

担当課:生產局畜産部牛乳乳製品課

代 表:03-3502-8111 内線4933

担当者: 冨澤、浦嶋

加工原料乳供給安定緊急特別対策事業(新規)

事業の目的

平成25年度においては、乳房炎の発生や牧草の質の低下等の複合的な要因により生 乳生産が伸び悩んでおり、生乳の需給構造上、最後に仕向けられる脱脂粉乳やバター 等向けの生乳供給が不安定になっている。

このため、各経営体において飼養管理の改善のための自己点検を行うとともに、改 善指導等を行うことにより生乳生産の増加を推進し、脱脂粉乳・バター等の国産乳製 品の安定供給に資する。

事業の内容

飼養管理改善のため、給餌方法、搾乳方法、衛生管理、牛舎環境、暑熱対策、繁殖 管理等について経営体ごとに自己点検を実施し、改善指導等に取り組む指定生乳生産 者団体に対し、脱脂粉乳・バター等向けの加工原料乳出荷数量(※)に応じて交付金 (0.20円/kg) を平成26年度に限り交付する。

※平成26年度からチーズ向け生乳を加工原料乳生産者補給金の対象に加えることと しているが、本事業は脱脂粉乳・バターの安定供給を目的としているため、チー ズ向け生乳は本事業の対象から除く。

3 事業実施主体 指定生乳生產者団体

4 所要額(補助率) 360百万円(定額)

担当課:生產局畜産部牛乳乳製品課

代表 03-3502-8111 内線 4933 担当者: 冨澤、上田

酪農経営安定対策補完事業(拡充)

1 事業の目的

酪農ヘルパーの人材育成、傷病時利用の円滑化や酪農ヘルパー利用組合の強化を推進するとともに、牛群検定による長命連産性の改良に関するデータの収集、分析、未経産雌牛の遺伝的能力評価の実施やその有効活用を支援することにより、酪農経営におけるゆとりの創出や生産性向上を図る。

2 事業の内容

- (1) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業(※事業実施期間:平成26~28年度)
 - ① 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援(新規)
 - ア <u>酪農後継者や新規就農を希望する酪農へルパー向けの研修、他団体等が実施</u>する研修への参加を促進する。
 - イ ヘルパー確保のための募集の取組、雇用前研修、実践研修を支援する。
 - ウ 酪農後継者等の臨時ヘルパーとしての出役を支援する。
 - エ 業務拡大に必要な免許取得を支援する。
 - オ コントラ等支援組織との連携による臨時ヘルパーの確保について支援する。
 - ② 傷病時の酪農ヘルパー利用の円滑化(拡充) 傷病時(病気、事故等)にヘルパーを利用する場合の利用料金を軽減する対象 に「育児サポート」を追加する。
 - ③ 酪農ヘルパー利用組合の強化等(拡充)
 - ア 収益改善のための経営診断、収支改善計画の作成、<u>広域利用調整やコントラ</u> 等支援組織との統合等を支援する。
 - イ ヘルパーの傷害補償保険、損害賠償保険の加入を促進する。
 - ウ 家畜防疫対策に係る計画策定、防疫機器等の整備を支援する。
 - エ 利用実態等調査、優良事例発表会等を実施する。

(2) 牛群検定システム高度化支援事業

① 生産寿命・繁殖成績の向上

生産コストを低減する長命連産性に関する改良を図るため、肢蹄に関する遺伝的能力評価精度の向上に必要な画像情報による肢蹄状況データ等を収集・分析する取組を支援する。

- ② 遺伝子情報を用いた遺伝的能力の向上 未経産牛等の遺伝子情報を用いた遺伝的能力評価(ゲノミック評価)の実施の ために必要なサンプルの収集や検査等の取組を支援する。
- ③ 乳用雌牛を活用した収益の向上 収益性向上を図るため、後継牛生産に適さない低能力の乳用雌牛に黒毛和種受 精卵を移植する場合、受精卵移植経費の一部を助成する (70,000円/頭上限・補 助率1/2以内)。
- 3 事業実施主体
- (1)都道府県団体、民間団体
- (2) 都道府県団体
- 4 所要額(補助率) 1,284百万円

うち(1) <u>771</u>百万円(定額、1/2以内、2/3以内) うち(2) 513百万円(定額、1/2以内)

担当課 代表03-3502-8111

- (1) の事業 生産局畜産部畜産企画課 内線 4890 担当者:和田、中島
- (2) の事業 生産局畜産部畜産振興課 内線 4923 担当者:松本、大藪

肉用牛経営安定対策補完事業(拡充)

1 事業の目的

肉用牛生産は中山間地域や離島等の基幹的な農業部門のひとつとして、地域経済の活性化に重要な役割を果たしてきたが、小規模・高齢者層を中心とした生産者の離脱等から生産基盤の脆弱化が顕著になっている。

このため、繁殖経営への新規参入、繁殖雌牛の増頭の取組等を支援することにより、肉用牛の生産基盤の強化を図る。

2 事業の内容

- (1) 肉用牛生產基盤強化対策
 - ① 新規参入円滑化等対策(拡充)

肉用牛繁殖経営への新規参入を促進するため、農協等が飼養管理施設等の整備を 行い、飼料自給率向上に積極的に取り組む新規参入者等に貸し付ける場合に支援等 を行う。(畜舎整備の翌年度の繁殖雌牛の導入を支援対象に追加)

- ② 地域の肉用牛牛産基盤強化対策
 - ア 優良な繁殖雌牛の増頭による中核的な経営体の育成を支援する。(拡充) 繁殖経営に加え、肥育(一貫経営の推進)、酪農経営も対象に追加。増頭奨

励金は、8万円/頭と10万円/頭(能力の高い牛)。

- イ <u>地域の肉用牛改良に必要な優良繁殖雌牛の導入を支援する。(拡充)</u> (優良繁殖雌牛の導入奨励金は、4万円/頭と5万円/頭(能力の高い牛))。
- ウ 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備を支援する。
- エ 肉用牛ヘルパーの推進を支援する。(拡充)

(高齢者層の繁殖経営における分娩管理等を支援対象に追加)

- オ 地域における繁殖性向上モデルの構築を支援する。(新規)
- (2) 地方特定品種及び離島等の肉用牛振興対策
 - ① 地方特定品種の特徴を活かした生産や放牧利用を推進するための取組を支援する。
 - ② 離島等及び山振地域における肉用子牛の集出荷を促進するための取組を支援する。
- (3) 肉用子牛流通等対策
 - ① 肉用牛流通促進対策 家畜商組合等が行う肉用子牛の流通の円滑化を図るための預託の取組を支援する。
 - ② 肉用牛導入保証支援 家畜商組合等が行う肉用牛預託を促進するための資金調達を支援する。
- 3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体
- 4 所要額(補助率) 3,441百万円(定額、1/2以内等)

担当課 代表03-3502-8111

(1) の①及び②のウの業 生産局畜産部畜産企画課 内線4893 担当者:江上、佐藤

(1) の②のア及びエの鞣 生産局畜産部畜産企画課 内線4890 担当者:前間、時田

(1) の②のイ及びオ並びに(2) の①事業 生産局畜産部畜産振興課 内線4923 担当者:西端、髙村、浦田

(2) 00級び(3) 05業 生産局畜産部食肉鶏卵課 内線4941 担当者:木下、北村、西川

食肉流通改善合理化支援事業(拡充)

1 事業の目的

国産食肉と輸入食肉との一層の競合が増す中で、消費者の低価格志向、食中毒事故等に起因する牛肉を中心とした需要の減退など国産食肉をめぐる厳しい情勢を踏まえ、産地食肉センター等の施設の改善、食肉流通の各段階における業務の効率化、経営の安定化、顧客視点に立った国産食肉の新需要の創出、生食用牛肉の需要回復等のための措置を講ずることにより、食肉流通の合理化と消費者の嗜好の多様化に対応した、安全・安心な食肉の安定供給を図り、もって我が国畜産の健全な発展に資する。

2 事業の内容

(1)食肉流通施設等設備改善支援

食肉等の流通の合理化等を図るため、産地食肉センター、家畜市場及び食鳥処理施設における処理等の効率化、コスト低減、環境対策・衛生管理の高度化に必要な設備の改善の取組を支援する。

(2) 食肉卸売市場機能強化

食肉卸売市場の公正な価格形成機能の維持・安定を図るため、食肉卸売市場の基本的な機能である情報伝達、集分荷及び決済機能を強化するとともに、市場における品質管理の高度化を図る。

(3) 食肉卸売経営の安定化(拡充)

食肉卸売経営の体質強化等による国産食肉の安定供給を図るため、安定した大口取引先である給食事業者等における利用の推進、国産ハラール食肉の国内のイスラム教徒への販売網構築、食肉流通関連制度に関するセミナー等の開催、経営改善を図るための低利資金の融通に対する支援、融資機関に対する信用力の強化を行う。

(4) 食肉小売機能の高度化

食肉小売経営における消費者の信頼確保と安全・安心な食肉の供給を図るため、 食肉流通関連制度に関するセミナー等の開催、経営改善を図るための低利資金の融 通に対する支援、生産者の顔の見える食肉販売等を行う。

(5) 国産食肉等新需要創出緊急対策(拡充)

国産食肉等の新たな商品価値を創出・提案するため、生産・加工・流通及び販売業者が一体となった加工品試作や入札販売会等の取組を緊急に支援する。

(6) 生食用牛肉等提供体制緊急構築事業 (新規)

国産牛肉等の生食需要を回復するため、生食用牛肉の加工基準に適合した食肉加工用機器の整備等を支援する。

- 3 事業実施主体 農業協同組合、民間団体等
- 4 所要額(補助率) 3,36百万円 (定額、2/3以内、1/2以内、1/10以内)

担当課:生産局畜産部食肉鶏卵課 代表 03-3502-8111 内線 4943、4944

担当者:関川、春名

養豚経営安定対策補完事業(新規)

1 事業の目的

我が国の豚肉の生産においては、経済効率を高める観点から、約8割が3品種(ラン ドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種)の交雑による肉豚生産が行われている。 配合飼料価格の高騰や国際競争が激化する環境の中で、我が国の養豚の発展のために は、3品種の原種豚における繁殖性や産肉性などの能力向上と効率的利用が重要な課題 の一つとなっている。

このため、各地域における能力向上に必要な純粋種豚等の導入を推進し、養豚経営の 体質強化を図る。

2 事業の内容

地域の生産者集団において、配合飼料の節減など生産コストの低減を図るために必要となる 純粋種豚又はその精液について、海外を含めた他地域からの導入を支援する。

(純粋種豚導入は10万円/頭、精液導入は1万円/本が上限)

- 3 事業実施主体 生産者集団 (3戸以上)
- 4 所要額(補助率) 130百万円(1/2以内)

代表 03-3502-8111 内線 4910 担当者:今崎、新井

畜産高度化支援リース事業

1 事業の目的

畜産経営における家畜排せつ物の利活用の推進及び環境整備、食肉や生乳流 通の効率化・合理化に必要な施設等の導入をリース方式で支援することにより、 我が国畜産の安定的発展を図る。

2 事業の内容

(1) 堆肥保管施設整備リース事業

耕畜連携による堆肥の利用促進を図るため、畜産農家等に対して、耕種農家が利用するための堆肥を一時的に保管するのに必要な堆肥保管庫等の貸付を行う。(貸付物件の購入費の1/2を助成。)

- (2) 畜産環境整備リース事業 畜産農家等に対して、環境整備に必要な施設等の貸付を行う。
- (3) 食肉販売等合理化施設整備リース事業 食肉処理、加工、販売事業者等に対して、食肉流通の合理化、衛生基準の 高度化等に必要な施設等の貸付を行う。
- (4) 生乳流通効率化支援リース事業 生産者団体、牛乳販売業者等に対して、生乳等の流通の効率化に必要な施 設等の貸付を行う。
- 3 事業実施主体 (財)畜産環境整備機構
- 4 貸付枠 3,755百万円

(うち、(1) の事業の貸付枠:2,000百万円)

担当課 代表03-3502-8111

(1) 及び(2) の事業 生産局畜産部畜産企画課 内線4890 担当者:杉中、鎌田

(3) の事業 生産局畜産部食肉鶏卵課 内線4943 担当者:関川、井戸

(4) の事業 生産局畜産部牛乳乳製品課 内線4933 担当者: 冨澤、上田

畜産特別支援資金融通事業

1 事業の目的

負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生による深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援する。

2 事業の内容

- (1) 畜産特別資金
 - ① 大家畜·養豚特別支援資金

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通するとともに、経営改善指導及び債務保証に対する支援を行う。

・貸付条件(利率は平成25年12月20日現在)

	経	営改善	資 金	経営継承資金	
	一般	特認	残高借換		
大家畜	15年以内		25年以内		
償還期限 養豚	7年以内		15年以内		
うち据置期間	3年以内		5年以内		
貸付利率		1.	00%以内		

- 融資枠(平成25~29年度)500億円(大家畜450億円、養豚50億円)
- ② 畜産経営改善緊急支援資金

配合飼料価格高騰等により急速に悪化している経営に対し、償還困難な負債の一括借換、貸付当初2年間無利子、債務保証への支援強化により支援。

・貸付条件(利率は平成25年12月20日現在)

★ 上	2 5 年以内
償還期限 養豚	15年以内
うち据置期間	5年以内
貸付利率	1.00%以内(但し、貸付当初2年間は無利子)

- ・融資枠(平成25~26年度)500億円(大家畜450億円、養豚50億円)
- (2) 家畜疾病経営維持資金

口蹄疫等の家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営 再開等に必要な低利資金を融通。

・貸付条件(利率は平成25年12月20日現在)

	経営再開資金		経営維持資金
貸付限度額	個人:2,000万円	(1頭当たり, 100羽当たり)	(100羽当たり)
	法人:8,000万円	乳用牛13万円、肥育牛13万	家きん52千円
		円、繁殖用雌牛65千円、肥	
		育豚13千円、繁殖豚26千円、	
		家きん52千円、繁殖用めん	
		羊及び山羊13千円	
償_還_期_限	5年以内	3年以内	
据置期間	2年以内	1年以内	
貸付利率		1.125%	1.00%以内

- ・融資枠(平成24~28年度) 250億円
- 3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等
- 4 事業実施主体 民間団体
- 5 所要額 2,631百万円

担当課:生產局畜産部畜産企画課

代表 03-3502-8111 内線 4893

,担当者:相田、幸野

畜産動産担保融資活用推進事業 (新規)

1 事業の目的

畜産経営の安定や生産基盤強化を図るために必要とする資金について、安定的かつ円滑な調達を期するため、担保や保証人によらず、融資機関が事業収益資産の内容を常時モニタリングし、資産の一定割合を上限に資金の貸し出しを行うABL(動産担保融資)という手法の一層の活用方法等について、調査及びモデル実証を行うことにより、畜産経営における資金調達の多様化を図る。

2 事業の内容

(1) 畜産ABL活用推進のための調査

ABL活用推進のための課題解決に向けて、有識者による先進事例の調査、マニュアル策定等への支援を行うとともに、畜産主産地におけるABL活用に係る畜産経営の認知度・意向調査等の取組への支援を行う。

(2) ABL推進体制のモデル実証

ABL活用の先進的地域や、その導入を図っている地域等において、 地域でのABL推進体制のモデル実証の取組として、畜産経営と融資機 関のマッチング、経営診断、経営モニタリング体制・貸倒時の家畜の飼 養・処分体制構築等の取組への支援を行う。

- 3 事業実施主体 民間団体
- 4 所要額 46百万円(定額、1/2以内)

担当課:生産局畜産部畜産企画課

代表 03-3502-8111 内線 4893

担当者:相田、幸野

家畜防疫互助基金支援事業

1 事業の目的

家畜の伝染病のうち、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ、 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、伝搬力が 極めて強く、我が国の畜産経営に極めて重要な影響を及ぼす。特に口蹄疫、高病 原性鳥インフルエンザについては、平成22年度に我が国においても発生が確認 され、現在も、周辺国において継続的に発生している状況である。

万一、これらの伝染病が発生した場合に備え、発生時の経済的損失を互助補償 する生産者が行う互助基金の造成に対する支援を行い、より一層の防疫措置の円 滑化及び異常発見時の早期の届出を促すこととし、もって畜産の安定的な発展を 図る。

2 事業の内容

口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ、高病原性鳥インフルエ ンザ及び低病原性鳥インフルエンザに係る互助事業の普及・指導、互助基金の造 成及び発生時の互助金の交付等を行う。

3 事業実施主体 民間団体

4 基金規模

3,884百万円 (うち国費 1/2以内:1,942百万円) ※国費分については、対象疾病が発生した場合のみ必要額をALICから支出

担当課:消費・安全局動物衛生課 代表 03-3502-8111 内線 4582 担当者:星野、請川

国産畜産物安心確保等支援事業 (拡充)

1 事業の目的

家畜個体識別システムの円滑な運用の確保、BSE患畜が確認された場合の迅速な対応、口蹄疫や鳥インフルエンザ等に備えた国産食肉の安全・安心に係る情報収集・普及、震災等の緊急時における原料乳輸送等への対応を支援することにより、国産畜産物の安心確保と安定供給に資する。

2 事業の内容

(1) 家畜個体識別システム定着化事業

家畜個体識別システムの適正かつ円滑な運用を図るため、生産者等が牛トレーサビリティ制度を的確に実施するための取組を支援する。

- (2) 緊急時生產流通体制支援事業(組替)
 - ① BSE発生農家経営再建支援等事業 BSE発生農家等の経営再建を支援するとともに発生地域の影響を緩和 するため、農協等が実施する消費回復対策、発生が確認された食肉センタ ーの稼働再開に必要な措置等を支援する。
 - ② 緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業 鳥インフルエンザ発生時における円滑な鶏肉処理体制の構築に向けた取 組を支援する。
 - ③ 緊急時食肉安全性等情報提供事業 口蹄疫、鳥インフルエンザ等の発生時に備えた、国産食肉の安全・安心 に係る情報収集・消費者への普及を支援する。
- (3) 家畜排せつ物利活用推進事業

畜産環境保全に関する現場指導等に必要な指導用データの収集・分析・提供を支援する。

- (4) 緊急時牛乳乳製品安定供給整備事業(新規)
 - 震災、集中豪雨等の緊急時における迅速・円滑な送乳と生乳処理を確保するための情報管理体制の立ち上げを支援する。
- (5) <u>快適性に配慮した家畜の飼養管理推進事業(新規)</u> アニマルウェルフェアに係る情報収集・生産者及び消費者への普及の推進 を支援する。
- 3 事業実施主体 民間団体
- 4 所要額(補助率) 532百万円(定額、3/4以内、1/2以内)

担当課 代表 0 3 - 3 5 0 2 - 8 1 1 1
(1) 及び (5) の事業 生産局畜産部畜産振興課 内線 4 9 2 4 担当者: 和合、伊藤 (2) の①の事業 生産局畜産部畜産企画課 内線 4 8 9 0 担当者: 前間、時田 (2) の②の事業 生産局畜産部食肉鶏卵課 内線 4 9 4 2 担当者: 川原、國分 (2) の③の事業 生産局畜産部食肉鶏卵課 内線 4 9 4 3 担当者: 関川、信戸 (3) の事業 生産局畜産部畜産企画課 内線 4 8 9 0 担当者: 杉中、鎌田

(4) の事業 生産局畜産部牛乳乳製品課 内線4931 担当者:松尾、香川

畜産副産物適正処分等推進事業

1 事業の目的

国内におけるBSE発生を契機として、それまで有効利用されていた牛由来肉骨粉・せき柱について、食用はもとより、飼肥料等用原料としての利用が禁止されたことから、これらが適切に処理されなければ、行き場を失った畜産残さによりと畜機能が麻痺するとともに、消費者の食の安全・安心を脅かす恐れが生じたところである。

このため、牛肉骨粉や牛せき柱の適正処理等を行うことにより、円滑な畜産残さ処理の継続によると畜機能の維持を図るとともに、食の安全・安心の確保を図り、もって国産食肉の持続的かつ安定的な供給に資する。

2 事業の内容

(1) 肉骨粉適正処分対策事業

畜産残さのレンダリング処理及びこれにより製造された肉骨粉を焼却処分するのに必要な経費を助成する。

(2) 畜産副産物有効活用整備事業

豚鶏原料の有効利用を図るため、レンダリング施設における牛原料と豚・鶏原料の分別処理等に必要な施設の整備を支援する。

(3) 牛せき柱適正管理等推進事業

牛せき柱を適正に管理し、安全・安心な食肉等を供給するとともに、畜産残 さの有効利用に取り組む食肉事業者に対して、促進費を交付する。

(4) 畜産副産物需給安定推進事業

畜産副産物の発生・流通状況の調査・分析に対する支援、化製業者のワークシェアに必要なクリーニング経費の一部を助成する。

(5) 牛肉骨粉利用促進事業

牛由来肉骨粉の焼却灰を肥料等として有効利用した場合に促進費を交付する。

- 3 事業実施主体 民間団体
- 4 所要額(補助率) 6,827百万円(定額、10/10以内、1/3以内)

担当課:生產局畜産部食肉鶏卵課

代表 03-3502-8111 内線 4943

担当者:英賀、櫻井、袋

「平成24年度補正予算により措置した事業の実施期間延長・抜本見直し」

飼料自給力強化支援事業

1 事業の目的

輸入飼料穀物や粗飼料の価格が高騰する中、畜産経営の安定・向上を図るため、 国産粗飼料の生産、流通等の機能を強化し、国産粗飼料の一層の利用拡大を推進 する。

2 事業の内容

(1)都府県酪農経営国産粗飼料利用体制強化事業(新規)

都府県酪農の輸入粗飼料への依存体質を改善し、国産粗飼料の利用・定着を 推進するための取組の支援(6,100円/頭)を行う。

取組内容:①二期作・二毛作、②借地利用、③優良・奨励品種、④耕畜連携、

⑤国産粗飼料の広域流通、⑥知事特認

面積要件: 1 a/頭以上

(2)公共牧場等機能向上支援事業(拡充)

公共牧場等の採草地や放牧地において、土壌の浸食や流出により荒廃した箇 所の再生改良等や受精卵移植に必要な機器の導入など放牧管理用施設の機能向 上のための整備、畑作物の導入による永年草地の強害雑草対策等への支援を行 う。

(3) 国産粗飼料活用促進事業(拡充)

国産粗飼料の安定的かつ効率的な乾燥・調製等の手法や広域流通体制の構築 のための新たな取組を支援するとともに、広域流通による国産粗飼料の利用拡 大に対して支援を行う。

(4) TMRセンター等体質強化事業(拡充)

TMRセンター等について、コンサルタント等を活用した経営診断や技術面 での指導による運営管理方法等の改善計画の作成や既存のTMRのための施設 等の機能向上、機械等のリース導入に要する経費の支援を行う。

(5) 飼料基盤活用強化事業(拡充)

コントラクター等が行う草地への転換、草地更新等に要する経費を支援する とともに、トウモロコシ等の高エネルギー飼料作物を新たに作付けした場合、 当該拡大面積の作付け等に要する経費の支援を行う。

- 3 事業実施主体 民間団体
- 所要額(補助率) 12,700百万円(定額、1/2以内) (平成24年度補正予算額 13,100百万円)
- 5 事業実施期間 平成24~26年度

担当課:生産局畜産部畜産振興課 代表 03-6744-2399 内線 4925 担当者:白土、植木

生乳需要基盤強化対策事業

1 事業の目的

牛乳乳製品の消費が減退している状況を踏まえ、生産者及び乳業者が一体となって行 う国産のバター・脱脂粉乳などの牛乳乳製品の需要創出・消費拡大の取組を支援するこ とにより、牛乳乳製品の底堅い需要の確保を図り、生乳生産基盤の維持に資する。

2 事業の内容

- (1) 牛乳乳製品需要創出事業
 - ① 需要創出に向けた戦略の検討等
 - ② 牛乳乳製品の新たな利用の場の普及及び価値向上等の調査研究
 - ③ 牛乳乳製品の機能性等の価値向上に関する普及啓発
 - ④ 市場動向に関する調査分析
 - ⑤ 国産牛乳乳製品の消費拡大・定着化の推進

(2) 乳製品利用促進事業

- ① 乳製品の利用促進に向けた戦略の検討等
- ② 乳製品の利用促進のための試行販売及び販売促進活動

(3) 生乳生產者牛乳乳製品需要拡大事業(新規)

- ① 生産者が自ら製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための推進会議の開催
- ② 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施
- ③ 牛乳乳製品の高品質化、衛生管理強化等に必要な技術研修の実施等
- ④ 生産者が自ら作る牛乳乳製品の販路拡大等のための広報資材等の作成
- ⑤ 生産者が自ら作る牛乳乳製品の販路拡大等のための広報・盲伝活動等の実施

(4) 生乳生產者需要確保事業(新規)

- ① 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための推進会議の開催
- ② 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施
- ③ 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための広報資材等の作成
- ④ 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための広報・盲伝活動等の実施
- 3 事業実施主体 民間団体
- 4 所要額(補助率) 1,356百万円(定額、1/2以内、1/3以内)

(平成24年度補正予算額 1,500百万円)

平成24 ~ 26年度 5 事業実施期間

担当課:生產局畜産部牛乳乳製品課 代 表:03-3502-8111 内線4933 担当者:冨澤、平田